平成２２年（フ）第２４５７号
名古屋市瑞穂区日向町２丁目17番地の２、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山７丁目10番10号
破産者　株式会社ウイッツ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８号
三重県三重郡菰野町大字菰野1037番地５、前住所三重県四日市市尾上町１番地36
破産者　清水　俊紀
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
三重県三重郡菰野町大字福村130番地１　ドルフこもの105号室、開始決定時の住所三重県四日市市下海老町4392番地１
破産者　清水　丈寛
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
三重県桑名市多度町北猪飼1325番地の２
破産者　株式会社北泗開発
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
三重県三重郡菰野町大字千草4880番地１
破産者　白木　宏幸
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５２７号
大阪市西区千代崎１丁目23番５号
破産者　有限会社アースト
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６３号
大阪市中央区島之内１丁目13―28ユラヌス21ビル１Ｆ
破産者　株式会社トライイースト（旧商号株式会社ＴＨＥ　ＦＵＮＮＹ　ＣＯＭＰＡＮＹ）
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５０号
大阪府箕面市箕面５丁目12番71号
破産者　株式会社タリスマン・エンタープライズ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１１号
大阪市城東区関目２丁目１番24号
破産者　株式会社関目工務店
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１２号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目３番１号
破産者　有限会社辰巳工業所
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６４９号
大阪府東大阪市善根寺町３丁目６番44号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市深野南町２番７号
破産者　株式会社大阪眞正
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３４号
大阪府東大阪市中野南２番35、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市東弓削３丁目21番地
破産者　有限会社豊和産業
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９１６号
大阪府門真市江端町１番12号
破産者　株式会社山田電工
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５９号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目８番７号
破産者　株式会社誠貴丸
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３６号
堺市堺区中之町東２丁１番27号
破産者　株式会社バニラディップ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
神戸市灘区弓木町２丁目２番19号
破産者　株式会社馬田工務店
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１２号
神戸市垂水区泉が丘３丁目３番31号
破産者　株式会社Ｏ’ｚカンパニー
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８号
兵庫県川西市加茂６丁目102番１号
破産者　豊能化工機株式会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５３８号
兵庫県川西市下加茂１丁目５番16号２階
破産者　コスモエージェント株式会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０６号
岡山市中区長岡273番地
破産者　株式会社石谷組
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２号
沖縄県うるま市字赤道14番地の５
破産者　有限会社勝南
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部